

NEWS(PRESS) RELEASE

令和6年1月26日

健康福祉部 地域福祉課・こども家庭課

タイトル	志摩市物価高騰生活支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯分） 及び低所得者の子育て世帯への加算分の給付について
概要 3 すべての人に健康と福祉を  11 住み続けられるまちづくりを  17 パートナリシップで目標を達成しよう 	物価が高騰する中、特に家計への影響が大きい低所得世帯の生活を支援するため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、住民税均等割のみ課税されている世帯に対して1世帯当たり10万円を給付します。 また、上記世帯及び住民税非課税世帯で18歳以下の児童がいる世帯には児童1人あたり5万円を加算し給付します。 なお、給付金を受けるためには、手続きが必要です。 1. 発送日 令和6年2月9日（金） 「確認書」を送付します。 （郵便事情により同地域内でも配達日に差が出る場合があります。） 2. 発送件数 住民税均等割のみ課税世帯 約2,000件 （うちこども加算分 約110件、約200人） 住民税非課税世帯こども加算分 約330件、約550人 3. 対象 （1）住民税均等割のみ課税世帯（下記①②の要件すべてに当てはまる世帯） ① 基準日（令和5年12月1日）時点で志摩市に住民登録がある世帯 ② 世帯の全員が令和5年度分の住民税所得割が非課税の世帯で、世帯の中に均等割のみ課税の者がいる世帯（※住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。） （2）住民税均等割のみ課税世帯のこども加算 （1）の対象世帯内で扶養されている18歳以下の児童（平成17年4月2日以降生まれの児童）がいる世帯へ、児童1人あたり5万円を加算します。 （3）住民税均等割非課税世帯のこども加算 住民税均等割非課税世帯内で扶養されている18歳以下の児童（平成17年4月2日以降生まれの児童）について、1人あたり5万円を給付します。 4. 手続きについて ・「確認書」を送付します。記入例に従い確認欄をチェックし、世帯主氏名、確認日、連絡先電話番号を記載の上、添付書類とともに同封の返信用封筒で返信してください。 5. その他 同給付金は、「令和5年12月2日以降に支給対象となった世帯」も対象とな



	ります。（申請が必要です） また、DV等避難者等特別な配慮を要する場合など、詳細につきましては、志摩市のホームページをご確認いただくか、下記までご連絡ください。
お 問 合 せ 先	【住民税均等割のみ課税世帯への給付について】 志摩市 健康福祉部 地域福祉課 地域福祉推進係 荻野 TEL 0599-44-0283 FAX 0599-44-5260 e-mail chiikifukushi@city.shima.lg.jp 【こども加算について】 志摩市 健康福祉部 こども家庭課 子育て支援係 向井 TEL 0599-44-0282 FAX 0599-44-5260 e-mail chiikifukushi@city.shima.lg.jp